施策名	大事項	地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	物流の効率化等 ［低炭素型物流の推進］	

２６年度の計画

ａ）モーダルシフト等推進事業の活用

平成２３年度、創設された「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）を活用し、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業を支援することにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築を図る。

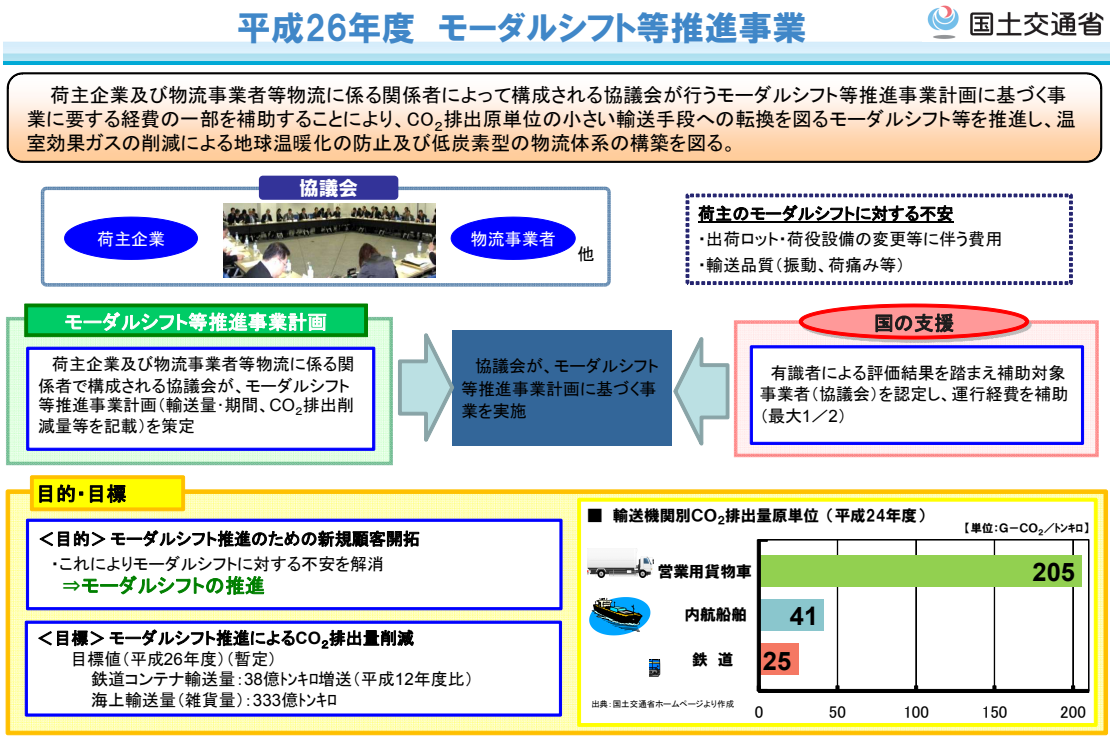

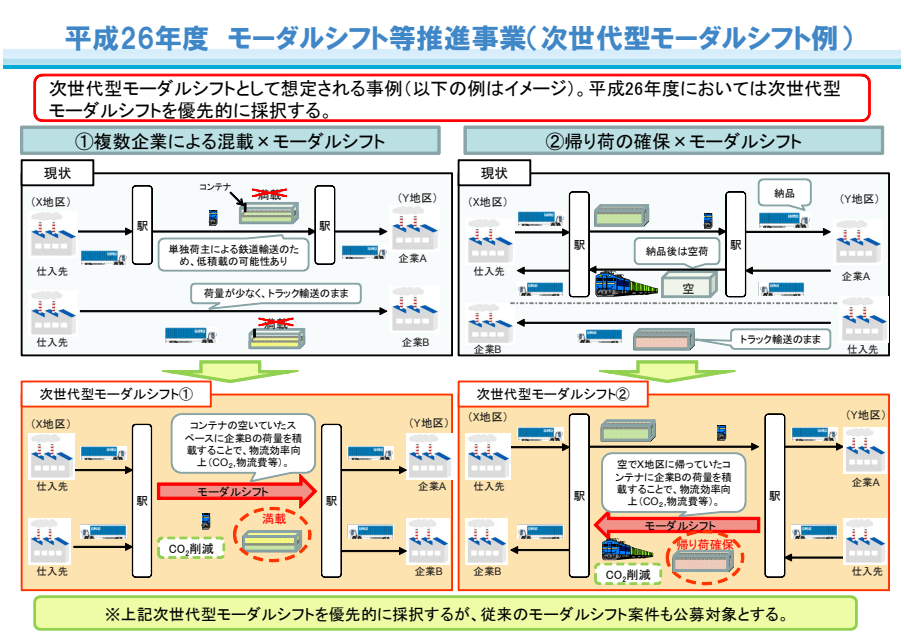

２６年度においては、次世代型モーダルシフト案件を優先的に採択されることになっている。①、②どちらのケースもグループ外企業との組み合わせを条件とする。

<table>
<tr>
<td>２６年度の計画</td>
<td>
ｂ）物流総合効率化法の活用
平成１７年７月に施行された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）の活用により、高速道路ＩＣ周辺、臨港地区、鉄道貨物駅周辺等に輸配送の効率化、３ＰＬの推進、環境負荷低減に資するとともに、災害に強い物流施設の立地を促進する。
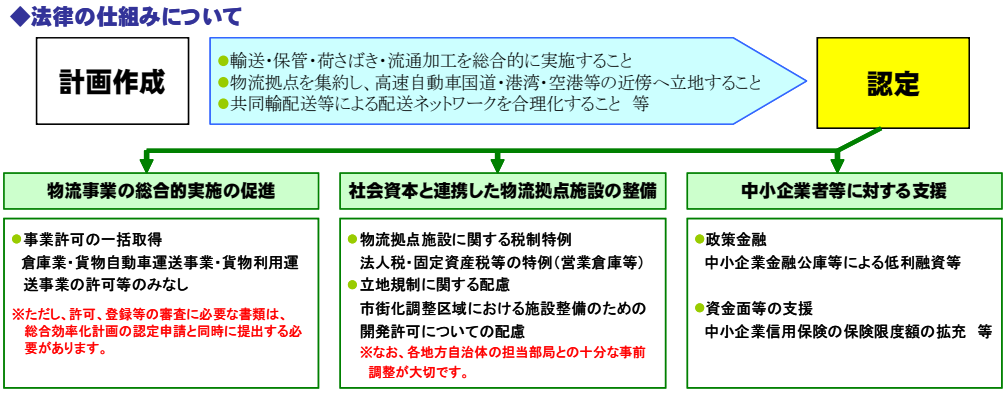

</td>
</tr>
<tr>
<td>２５年度の計画と評価（達成度）</td>
<td>
【計画】
ａ）モーダルシフト等推進事業の活用
平成２３年度、創設された「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）を活用し、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業を支援することにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築を図る。

ｂ）物流拠点の整備
平成１７年度に施行された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」により、環境に配慮した物流拠点施設については、税制特例、立地規制に関する配慮等の支援措置を活用して、物流総合効率化計画を促進し、ＣＯ２排出量の削減を図る。

【評価】
ａ）モーダルシフト等推進事業の活用
平成２５年度において、九州では２件（全国１６件）に対し補助金が交付された。
今後も、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築に向けた取組みを支援する必要がある。

ｂ）物流総合効率化法の活用
平成２５年度において、「物流総合効率化計画」を九州では２件（全国３４件）を認定した。
モーダルシフト

拠点集約、共同配送による効率化

トラック輸送効率化

</td>
</tr>
</table>